

第3期明石市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

2024年(令和6年)10月
明石市

目次

| | |
|--|---------|
| 第1章 計画の概要..... | - 3 - |
| 1 計画策定の趣旨 | - 3 - |
| 2 計画の位置づけ | - 5 - |
| 3 計画期間 | - 5 - |
| 4 計画策定体制と経過..... | - 5 - |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題..... | - 7 - |
| 1 明石市の子どもをめぐる状況 | - 7 - |
| 2 第3期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ結果及び分析 | - 13 - |
| 3 明石市のこども・子育てを取り巻く現状と課題..... | - 39 - |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | - 41 - |
| 1 施策体系図..... | - 41 - |
| 2 基本理念 | - 42 - |
| 3 基本目標 | - 43 - |
| 基本目標1 こども一人ひとりの意見を尊重..... | - 45 - |
| 基本目標2 こどもや子育て家庭を地域のみinnで支援..... | - 47 - |
| 基本目標3 安心して子育てができる環境づくり | - 54 - |
| 基本目標4 こども一人ひとりの成長を支援..... | - 58 - |
| 第4章 量の見込み及び確保方策..... | - 63 - |
| 1 「量の見込み」及び「確保方策」の基本的な考え方について | - 63 - |
| 2 「量の見込み」の算出方法について | - 64 - |
| 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について | - 66 - |
| 4 「量の見込み」及び「確保方策」について | - 67 - |
| 第5章 計画の進行管理..... | - 113 - |

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では急速に少子化が進行しており、核家族化や高齢化の進展、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、子どもの育ちや、子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状と課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連3法」が2012年（平成24年）8月に成立しました。

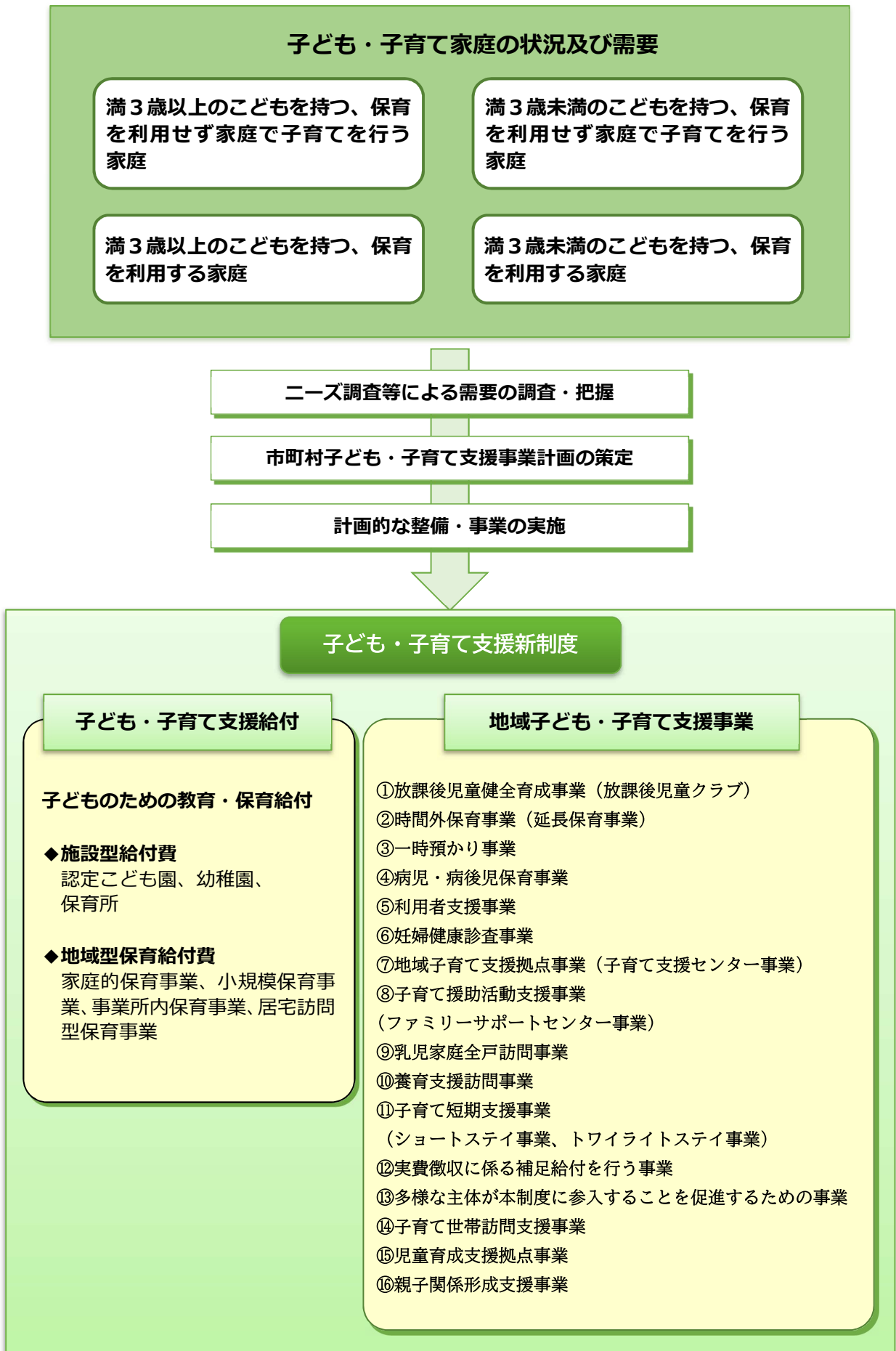
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村事業計画」という。）を定めるものとしています。

これらを踏まえて、本市においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、2015年度（平成27年度）に第1期計画を、2020年度（令和2年度）に第2期計画を策定しました。

また、国においては2017年（平成29年）に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消が掲げられ、2019年（令和元年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。その後、2020年（令和2年）12月には、令和6年度末までに14万人の保育の受け皿を整備し待機児童を解消するための「新子育て安心プラン」を公表しています。さらに、2023年（令和5年）4月には「こどもまんなか社会」の実現のために「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

以上のような状況の中、2024年（令和6年）度に第2期計画が期間満了となることから、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、「第3期明石市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

【子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ】



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法第61条第1項」の基本理念及び子育て支援の意義に関する事項並びに「明石市こども総合支援条例」の基本理念を踏まえて策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。また、「子ども・子育て支援法」が定める就学前教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」を上位計画として、「あかし健康プラン21」、「あかし障害福祉推進計画」、「あかしジェンダー平等推進計画」、「明石市特定事業主行動計画」、「あかし教育プラン」、「明石市社会的養育推進計画」などの諸計画と整合を図りながら、本市の子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画期間

計画期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うものとしします。

| 2024年度 (令和6年) | 2025年度 (令和7年) | 2026年度 (令和8年) | 2027年度 (令和9年) | 2028年度 (令和10年) | 2029年度 (令和11年) |
|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 計画策定 | 計画期間 | | | | |
| | | | 見直し (中間年) | | |

4 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

第3期計画の策定にあたって、第2期計画と同様、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、2024年（令和6年）2月に、0～5歳の就学前児童の保護者3,360人、小学1～4年生の保護者3,414人を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。詳細はP13～38を参照）を実施しました。

また2024年（令和6年）〇月に、6～18歳の子ども及びその保護者を対象として、「こどもの生活実態アンケート」を実施しました。

(2) 「明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」での意見聴取

子ども・子育て支援に関する学識経験者、子ども・子育て支援事業を実施する関係団体の従事者等で構成する「明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、本計画の内容について意見聴取を行い、策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇月に、本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。